

役員等の報酬の額並びにその支給基準

役員等の報酬の額及び支給基準は、次の表のとおりとする。

	対 象	支 給 額	支 給 方 法
報 酬 額	非常勤役員の報酬	月額 25 万円を限度	当月 25 日に所得税等控除後金融機関に振込み
	非常勤役員の賞与	賞与は、月額支給分×4ヶ月分 (賞与分を含み年間総額 400 万円を限度)	上記同様、支給日に金融機関に振り込み
	その他の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員	各年度支給総額 20 万円	役員会等の開催の都度、現金支給(所得税控除後)
支 給 基 準	週に 1 日以上法人の業務に携わる役員の場合	1 週間の勤務時間×1 万円を支給(月額)	当月 25 日に所得税等控除後金融機関に振込み
	評議員会・理事会に出席した場合	1 回につき 5,000 円	当日現金支給(所得税控除後)
	監事監査に出席した場合	1 回につき 10,000 円	当日現金支給(所得税控除後)
	評議員選任・解任委員会に出席した場合	1 回につき 5,000 円	当日現金支給(所得税控除後)
	上記以外で法人運営会議等に出席した場合	1 回につき 10,000 円	当日現金支給(所得税控除後)